明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五）
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のモナコ公国等による批准に関する件（外務四三）
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（厚生労働三〇）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二〇八）
二
○保安林の指定をする件（同二〇九～二一八）
○保安林の指定を解除する件（同二一九～二二四）
○計量法第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を指定した件（経済産業一六）
○計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等を告示する件（同一七）
○計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件の一部を改正する件（同一八）
四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三、八四）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同二）
○旅行業法の規定に基づく業務の休廃止の件（同三）
五
○道路に関する件（関東地方整備局四一）
○浄化槽の型式を更新した件（中部地方整備局一〇）

〔国会事項〕

最高裁判所

〔人事異動〕

官庁

〔叙位・叙勲〕

官庁事項

〔褒賞〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

〔官庁報告〕

〔公告〕

官庁
司法書士懲戒処分関係

裁判所
諸事項
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○金融庁告示第五号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所　松永　隆充
東京都港区赤坂五丁目二番十号グリーンパーク赤坂二六一四

○外務省告示第四十三号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国名に対応する寄託者に寄託した。

モナコ公国	平成二十八年十二月十四日
パキスタン・イスラム共和国	平成二十八年十二月十四日
マーシャル諸島共和国	平成二十八年十二月二十二日
マレーシア	平成二十九年一月三日

よって、同条約及び同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生ずる。

モナコ公国	平成二十九年四月一日
パキスタン・イスラム共和国	平成二十九年四月一日
マーシャル諸島共和国	平成二十九年四月一日
マレーシア	平成二十九年五月一日

（平成二十八年十二月十六日付け、平成二十九年一月六日付け及び同年一月十三日付け欧州評議会書簡）

平成二十九年二月六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年二月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表を次のように改める。

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
青森県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円
岩手県	一九、二〇〇円	六四〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
宮城県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円